

第百二十八回国会参議院大蔵委員会會議録第三号

平成五年十二月十五日(水曜日)

午後十一時七分開会

委員の異動

十二月十四日

辞任

林 紀子君

補欠選任

吉岡 吉典君

出席者は左のとおり。

委員長

上杉 光弘君

理事

須藤良太郎君

野末 陳平君

前畑 幸子君

山本 正和君

白浜 一良君

委員

片山虎之助君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

竹山 裕君

植崎 泰昌君

野村 五男君

梶原 敬義君

志苦 裕君

鈴木 和美君

堂本 暁子君

牛嶋 正君

池田 治君

寺崎 昭久君

吉岡 吉典君

島袋 宗康君

大蔵大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵 大臣

藤井 裕久君

事務局側

常任委員会専門員

下村 純典君

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

農林水産大臣官

房審議官

農林水産省経済

局長

北側 一雄君

竹島 一彦君

福島啓史郎君

眞鍋 武紀君

本日の會議に付した案件

○平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上杉弘光君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十四日、林紀子君が委員を辞任され、その補欠として吉岡吉典君が選任されました。

○委員長(上杉弘光君) 平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案は、昨十四日に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっている平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案の両案に対し反対の討論を行います。

まず、国債整理基金への繰り入れ停止法案について述べます。

本法案は、国債の償還財源の一つとして義務づけられている定率繰り入れを今年度停止するというものであります。定率繰り入れ制度は、我が国の減債制度の基本として戦前、戦後を通じて維持されてきたものであります。八〇年代の一時、大量の赤字国債発行下において一時停止されたことはありましたが、赤字国債から脱却後は法律どおり行われてきました。

定率繰り入れ制度は、将来の償還財源を安定的に確保するだけでなく、国債残高累増の歯どめの役割を持つものであり、今日まさに必要とされているものであります。政府は、NITF株事業のための無利子貸し付けの繰り上げ償還により国債整理基金の運営に支障を来すことではないとしていますが、それはあくまで臨時の財源であり、将来の償還財源を確保するものではありません。

また、今回の措置は今年度税収の大幅減の中で第二次補正予算の財源確保を図るためにとられる措置であり、当初予算で計上していた定率繰り入れをカットすることにより国債費を削減するものです。他方、国債償還財源に充てるためにNITF無利子貸し付けの一部を繰り上げ償還することにも、その財源として建設国債を増発することとしています。要するに、赤字国債発行を避けるための便法で建設国債を増発するので、事実上の赤字国債の発行にほかなりません。そのような

財政のやりくりと国債の増発は財政危機を一層深刻にするともに、財政を国民にますますわからなくさせるものであります。

次に、農業共済特別会計特別措置法についてであります。

本法案は、冷害による未曾有の凶作による農業共済の再保険金の支払い財源の不足分を資金運用部から借り入れるとともに、米不足対策として行う緊急輸入に伴い食糧会計に発生する一時的な利益をその償還財源に充てようというものであります。

そもそも、被害農家への共済金の支払い、そのために再保険金の支払いは政府の義務であり、一般会計の財源で充てるべきであります。財源難を理由に安易に借り入れに頼るべきではありません。また、その償還のための財源を米の緊急輸入による差益で充てるなどは筋違いも甚だしいものであります。もし差益が出るのであれば、二度と災害を起こさない我が国の米対策、農業の発展のために回すべきであります。

以上をもって二法案に対する討論といたします。

○委員長(上杉弘光君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上杉弘光君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対

処するための特別措置に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（上杉光弘君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（上杉光弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後十一時十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕